



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 5 日

富士川町長 望 月 利 樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R6 第 1 号	平林字久保平 2137-1	20	山林	0.1434	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 2 号	平林字南平 2413	20	山林	0.1151	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 3 号	平林字楮島 2478	20	山林	0.1992	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 4 号	平林字下河原 1672	20	山林	0.3193	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 5 号	平林字下河原 1675-5	27	山林	0.2448	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 6 号	平林字下河原 1505-1	20	山林	0.4428	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 7 号	平林字下河原 1509-18	20	山林	0.0176	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 8 号	平林字下河原 1509-20	20	山林	0.0283	2030 年 3 月 31 日まで	
	平林字下河原 1510	20	山林	0.0071	2030 年 3 月 31 日まで	

R6 第 9 号	平林字下河原 1528-1	20	山林	0.2343	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 10 号	平林字下河原 1528-8	20	山林	0.5291	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 11 号	平林字下河原 1529	20	山林	0.3755	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 12 号	平林字下河原 1532	20	山林	0.2535	2030 年 3 月 31 日まで	
R6 第 13 号	平林字下河原 1554-1	20	山林	0.1490	2030 年 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所

富士川町産業振興課

富士川町ホームページ (<https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/docs/2023092100012/>)

3 本公告により、富士川町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上